



医療的ケア児支援 ハンドブック



医療的ケア児支援ハンドブック

令和5年(2023年)3月発行

発行 富山市福祉保健部障害福祉課
〒930-8510 富山市新桜町7番38号
代表電話 443-2056
直通電話 443-2207・443-2102・443-2254
FAX 443-2143
E-mail : shogaifukusi-01@city.toyama.lg.jp

富山市

富山市

はじめに

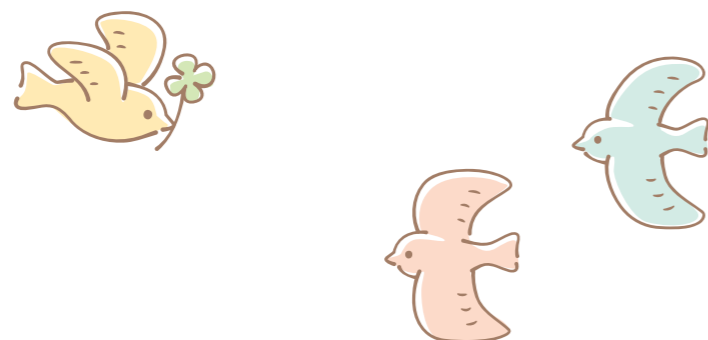
近年、医療技術の進歩に伴い、ご自宅で生活している医療的ケアが必要なお子さんが増えてきています。お子さんと過ごす中で、喜びや楽しさだけでなく、時には不安や悩みを抱えることもあると思います。

富山市には、医療的ケアが必要なお子さんが利用できるサービスやお子さんとそのご家族の生活を一緒に考え、サポートする相談窓口がたくさんあります。このハンドブックは、そのような医療的ケアが必要なお子さんとそのご家族の相談窓口や利用できる福祉制度などをまとめたものです。

「どこに相談すればいいのかな…」、「どんなサービスが使えるのだろう」など困った時や分からないことがあるときに、すこしでも助けになって、不安が減りますようにという願いをこめてこのハンドブックを作りました。

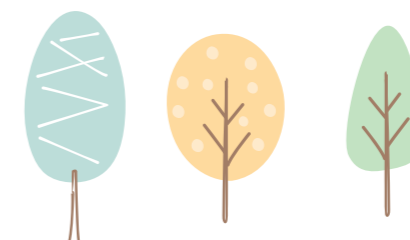
医療的ケアが必要なお子さんとそのご家族が富山市で安心して生活することができるよう、このハンドブックをお役立ていただけたら幸いです。

※このハンドブックの内容は、おおむね令和5年3月末現在の状況で作成されていますが、変更となる場合もありますのでご注意ください。
※各制度を利用するにはいろいろな条件がありますので、詳しい内容や申請方法などについては、各担当窓口にお問い合わせください。



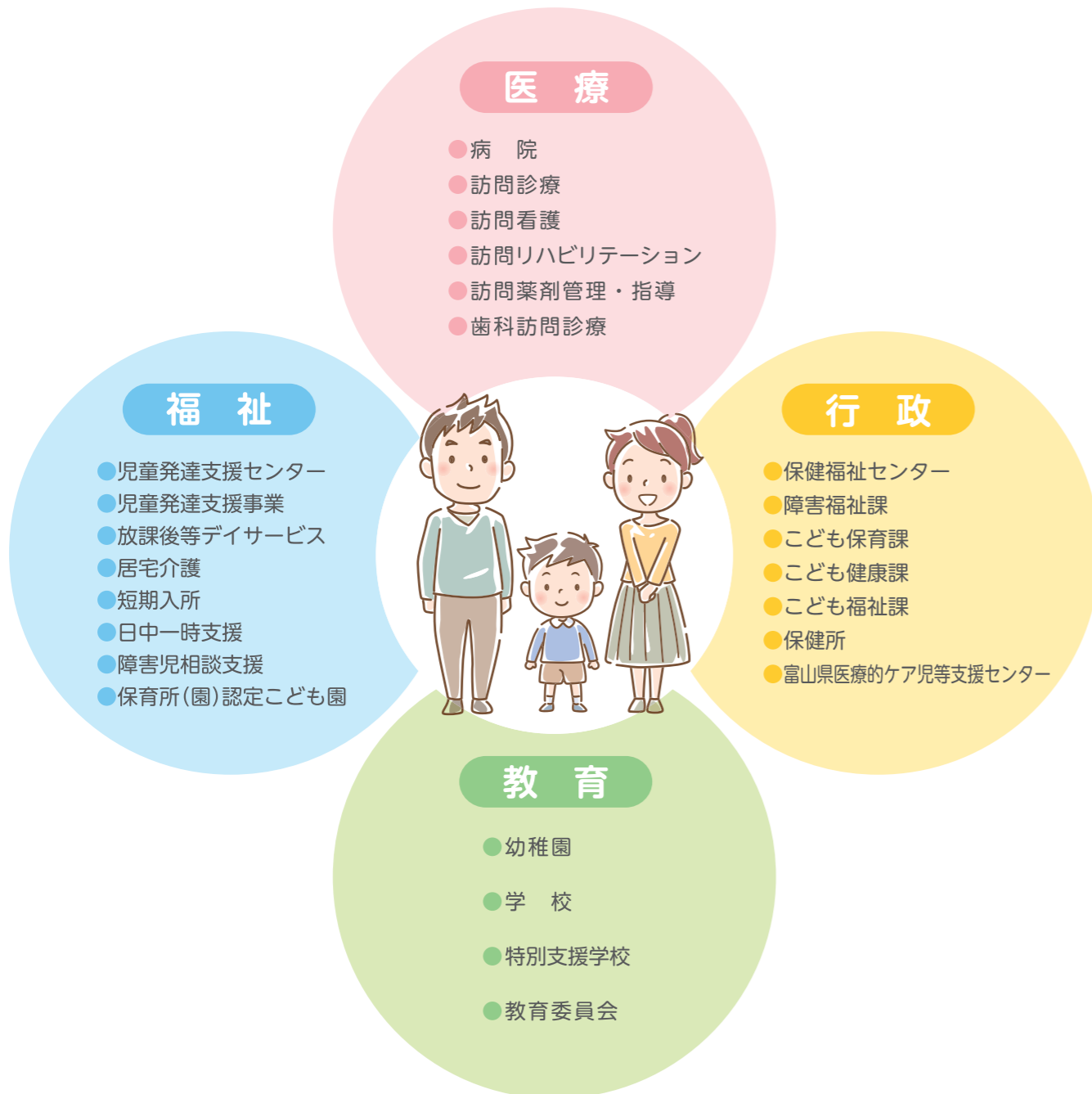
もくじ

01	支援体制イメージ	1
02	相談窓口	2～3
03	医療について	4～8
04	医療費等の助成・給付一覧	9～10
05	手当や年金について	11～12
06	各種手帳について	13
07	子育て支援について	14
08	日常生活の支援について(障害福祉サービス)	15～19
09	税や公共料金の減免など	20～22
10	保育所等への入所について	23
11	学校について	24
12	災害や停電時など、もしもの時の備え	25～30
13	ご家族からのメッセージ、Q&A	31～32



01 支援体制イメージ

医療的ケアが必要なお子さんは、医療・保健・福祉・教育など様々な分野が関わり、多職種がチームとなって、お子さんやご家族と一緒に支援を考えていきます。



02 相談窓口

詳しくは14ページをご覧ください。

■子育てに関すること（子育ての様々な相談をお受けします。）

担当の保健福祉センター（子育て世代包括支援センター）	担当地区
中央保健福祉センター 〒930-0065 富山市星井町二丁目7番30号 ☎076-422-1172	総曲輪、愛宕、安野屋、八人町、五番町、柳町、清水町、星井町、西田地方、堀川、東部、奥田、桜谷、五福、神明、新庄、新庄北
南保健福祉センター 〒939-8588 富山市蛭川459番地1 ☎076-428-1156	堀川南、藤ノ木、山室、山室中部、太田、蛭川、新保、熊野、月岡、光陽
北保健福祉センター 〒931-8353 富山市岩瀬文化町23番地2 ☎076-426-0050	奥田北、岩瀬、萩浦、大広田、浜黒崎、針原、豊田、広田、四方、八幡、草島、倉垣、水橋中部、水橋西部、水橋東部、三郷、上条
大沢野保健福祉センター 〒939-2293 富山市高内365番地 ☎076-467-5812	下夕、小羽、船峠、大沢野、大久保、細入北部、細入南部
大山保健福祉センター 〒930-1392 富山市上滝567番地 ☎076-483-1727	上滝、大山、大庄、福沢
八尾保健福祉センター 〒939-2398 富山市八尾町福島200番地 ☎076-455-2474	八尾、保内、杉原、卯花、室牧、黒瀬谷、野積、仁歩、大長谷、山田
西保健福祉センター 〒939-2603 富山市婦中町羽根1105番地7 ☎076-469-0770	呉羽、長岡、寒江、古沢、老田、池多、速星、鷺坂、朝日、宮川、婦中熊野、古里、音川、神保

■福祉サービスや医療費・各種手帳・手当に関すること

富山市役所 障害福祉課 〒930-8510 富山市新桜町7番38号 ☎076-443-2056	障害者手帳や障害福祉サービスの申請、福祉手当の支給や福祉用具の購入補助などについて相談や申請手続きができます。
富山市役所 こども健康課 〒930-8510 富山市新桜町7番38号 ☎076-443-2279	18歳未満のお子さん向けの障害福祉サービスについて相談や申請手続きができます。（令和5年4月1日から）
富山市役所 こども福祉課 〒930-8510 富山市新桜町7番38号 ☎076-443-2055、076-443-2249	こども医療費助成や特別児童扶養手当、児童手当の申請手続きができます。また、ひとり親家庭の支援を行っています。
富山市保健所 保健予防課 〒939-8588 富山市蛭川459番地1 ☎076-428-1152	小児慢性特定疾病および指定難病の医療費助成、育成医療の申請、精神障害者福祉手帳の申請を受け付けています。

■母子保健に関すること

富山市役所 こども健康課 〒930-8510 富山市新桜町7番38号 ☎076-443-2248	母子保健事業（妊産婦・乳幼児健診、教室等）に関する問い合わせを受け付けています。
--	--

■保育に関すること

富山市役所 こども保育課 〒930-8510 富山市新桜町7番38号 ☎076-443-2060、076-443-2165	保育所等への入所手続きの方法や心身の発達に心配のある子どもの受け入れなどの相談に応じます。
---	---

■教育に関すること

富山市教育委員会 学校教育課 〒930-8510 富山市新桜町6番15号 Toyama Sakuraビル7階 ☎076-443-2134、076-443-2135	幼稚園入園や小学校入学の手続きの方法や発達に心配のある子どもの受け入れなどの相談に応じます。
--	--

■子どもの支援に関すること

●お子さんの発達相談

富山市子育て支援センター 〒930-0002 富山市新富町一丁目2番3号（CiC4階） ☎076-444-1110	保育士による子育て相談、小児科医による発達相談、言語聴覚士によることばの相談や看護師による健康相談を行っています。
富山市恵光学園 〒930-0891 富山市石坂新950番地1 ☎076-431-5828	運動や言葉の発達が気になるお子さんの発達の相談を行います。相談支援や保育所等訪問では、ライフステージに応じた支援を行っています。
こども発達支援室（まちなか総合ケアセンター） 〒930-0083 富山市総曲輪四丁目4番8号 ☎076-461-5470	運動や言葉の発達が気になるお子さんの乳幼児期からの早期支援助と、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行っています。

■行政サービスセンター

大沢野行政サービスセンター 〒939-2293 富山市高内365番地 ☎076-468-1111	大山行政サービスセンター 〒930-1392 富山市上滝567番地 ☎076-483-1211
八尾行政サービスセンター 〒939-2398 富山市八尾町福島200番地 ☎076-454-3111	婦中行政サービスセンター 〒939-2798 富山市婦中町速星754番地 ☎076-465-2111

富山県医療的ケア児等支援センター

在宅の医療的ケア児等とそのご家族が身近な地域で安心して暮らせるように専門相談員を配置し、広域的・専門的な相談支援や、医療・福祉・保健・教育その他の関係機関との連携・調整等を通じて、支援体制の充実を図る支援を行っています。

【お問い合わせ】

〒931-8517 富山市下飯野36番地 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター内
☎080-6352-4503、076-438-2233（内線230）（月～金 9時～16時）※祝日・年末年始は除く

03 医療について

新生児期は新生児集中治療室（NICU）、状態が安定してきたら回復治療室（GCU）や総合病院の小児科、小児神経科、脳神経外科等で入院、その後外来に通院するのが一般的です。退院前に心配なことは病院スタッフに相談して退院に備えましょう。

病院退院前に確認すること

- 医療機器の使い方や医療的ケアの仕方
- 自宅ではどんな準備が必要か（コンセントの場所の確認、物品の配置や部屋のレイアウトなど）
- 医療制度や福祉サービスの利用を利用する場合は、どんなものを利用するか、申請方法について
- 緊急時、トラブル発生時の対応について（想定されるトラブルなどで確認）
- 移動手段について

など、心配なことは病院の主治医や看護師、ソーシャルワーカー等に相談しましょう。ソーシャルワーカーは必要に応じて、地域の医療機関や訪問看護ステーション、保健福祉センターなどの行政機関と連携をとりながら支援体制を整えてくれます。

在宅での医療等について

自宅で生活を送るために必要な医療は、主治医や看護師、ソーシャルワーカーに相談してつないでもらいましょう。

訪問診療

外来通院が困難で長期の療養を必要とする方に対し、医師が定期的に自宅を訪問し、診察、薬の処方、予防接種、療養上の相談や指導等、計画的に治療や健康管理を行うものです。



訪問看護

医師が必要と認め、「訪問看護指示書」を交付された方に、看護師が自宅を訪問し、お子さんの病状の観察や体調の確認、医療的ケアなど、相談や指導を行います。また、育児相談やご家族からの相談にも応じます。



訪問リハビリテーション

医師が必要と認めた場合に、理学療法士（PT）・作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）などのリハビリ専門職が自宅を訪問し、主治医の指示のもと、お子さんの発達を促すためのリハビリテーションを行います。

- 理学療法 姿勢についてのアドバイス、立ち上がり、起き上がりなどの基本的な日常生活動作の訓練、関節が固まらないようにするための運動など
- 作業療法 食べる動作やものをつかむなどの手先の訓練など
- 言語療法 食事を飲み込むなどの訓練や言葉の訓練など



訪問薬剤管理・指導

在宅療養されている患者様のご自宅に薬剤師がお薬をお届けします。その際に薬の効き目や副作用を確認したり、お薬を飲みやすい形に工夫するなど、お薬に関する疑問や不安にお答えします。また必要に応じて処方医をはじめ他職種と連携を取り、患者様が安心して治療が受けられるようにサポートします。

【お問い合わせ】 富山市薬剤師会 TEL 076-420-7489



歯科訪問診療

寝たきりの状態等であって、在宅等において療養を行っており、通院による歯科治療が困難な方にご自宅等へ、歯科医師が訪問して歯科診療を行います。（車椅子等で、他の診療科に通院が可能な方は、保険診療の対象になりません。）

【お問い合わせ】 富山市歯科医師会 TEL 076-424-8020



先輩ママより

退院時についてのアドバイス

- 医療的ケアが必要な状態での退院はとても不安でしたが、退院前に訪問看護師さんと病院でお会いできたので、不安は軽減されました。他にも、夜中にケアをしやすいように寝る場所を1階に変更しました。また、どのように生活をしていけば楽なのか、ケア用品の置き場所の確保など、SNSなど参考にしながら用意しました。
- 夜にケアをする時、ベッド周りにボトルを引っ掛けられるフックやモニターを置く台など、手の届く範囲に物品セットを置いておくと楽でした。
- 何種類もある大量の薬は、一酸化にできる場合があるので、是非主治医に相談してみてください。お薬を甘くする糖も、1包分になるので、全体量が大幅に減って負担が減りますよ。
- 退院時より少し前の段階ですが、入院中もしくはNICUやGCUで一緒になったママ達に勇気をもって声を掛けた方が良いです。病気や障害が異なっても、沢山分かち合えたり、相談できたり、とても大切です。

先輩ママより

訪問看護や訪問リハビリの利用について

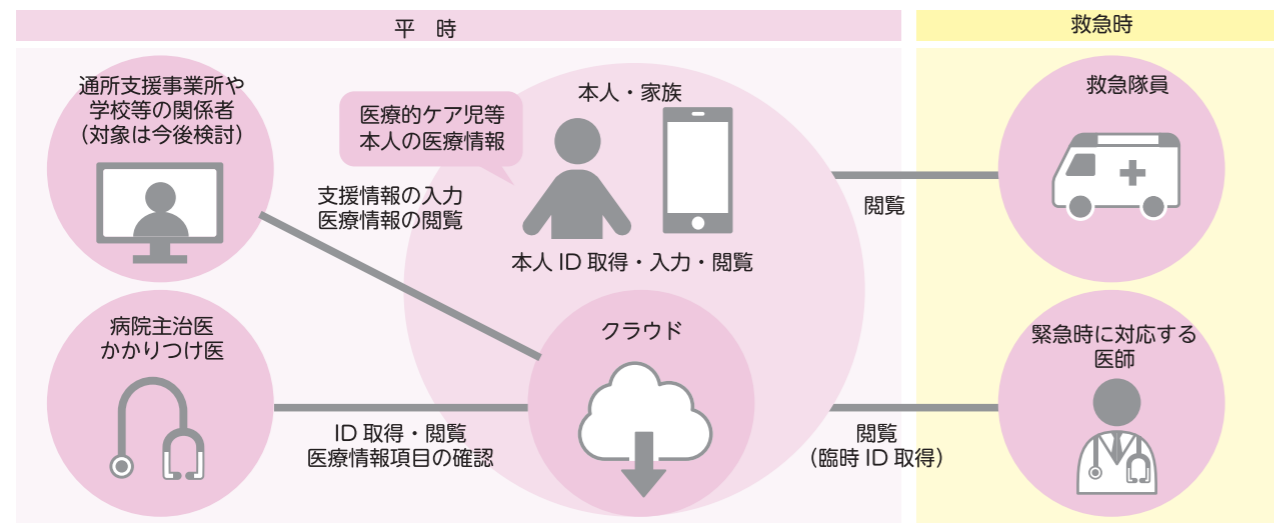
- 子供のちょっとした体調の変化等、病院を受診するべきか待つべきか迷った時に、まずは訪問看護師さんに電話で様子を伝えてみることで落ち着いた対応ができます。保護者の心の安定のためにも訪問看護師さんがいてくれてありがたかったです。
- 訪問看護師さんに我が家は一年程お世話になりました。胃管チューブの交換や体重の増えなどを確認してもらったり、お風呂に入れて下さったり、子どもの成長を一緒に見守って頂けたことをありがたく思っています。
- 毎日、緊張と不安の中、訪問看護師さんに訪問してもらい、成長具合を見てもらったり、経管栄養を行ってもらったり、母の心の悩みも聞いてもらえて凄く助かりました。訪問リハビリも利用して、外出するのが不安な時でも、自宅に来てもらえて助かりました。今でも外来のリハビリでみてもらっています。

医療的ケア児医療情報共システム (MEIS)

※厚生労働省HPより

厚生労働省において、令和2年7月より、医療的ケア児等医療情報共有システム (Medical Emergency Information Share : MEIS) の運用が開始されました。MEISは医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、全国の医師・医療機関 (特に、救急医) が迅速に必要な患者情報を共有できるようにするためのシステムです。

●システムイメージ図



●特徴

救急医療情報の共有

- 基本情報や診察記録から、救急に必要な情報を選択しておけば、救急にあたる医師が、全国どこからでも患者の救急医療情報の確認が可能となる
- 暗号化通信により、共有される情報は暗号化され、AIを活用し世界から来る標的型セキュリティ攻撃を防御するなど、政府セキュリティ統一基準に適合した、安全な情報共有を可能とする

クラウドを使い全国どこでも共有



医師(代理入力も可能)、患者家族が相互に情報を入力

- 血液型、緊急連絡先のほか、アレルギー、患者家族の願い・意向等は患者家族が記載
- 処方薬、人工呼吸器の詳細情報などの医療情報は医師が記載
- ※医師が記載できない場合、患者家族が記載し、医師が確認
- ※医療に係る情報は医師の確認の有無を表示

医師・患者がデータを共有

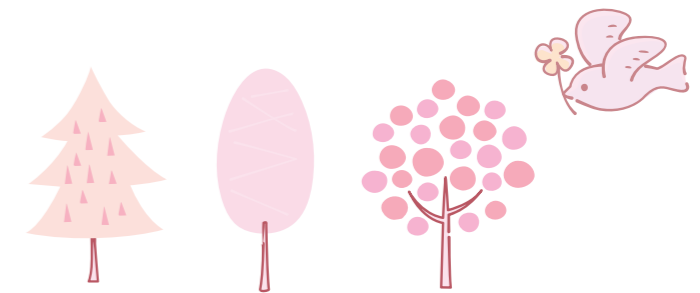
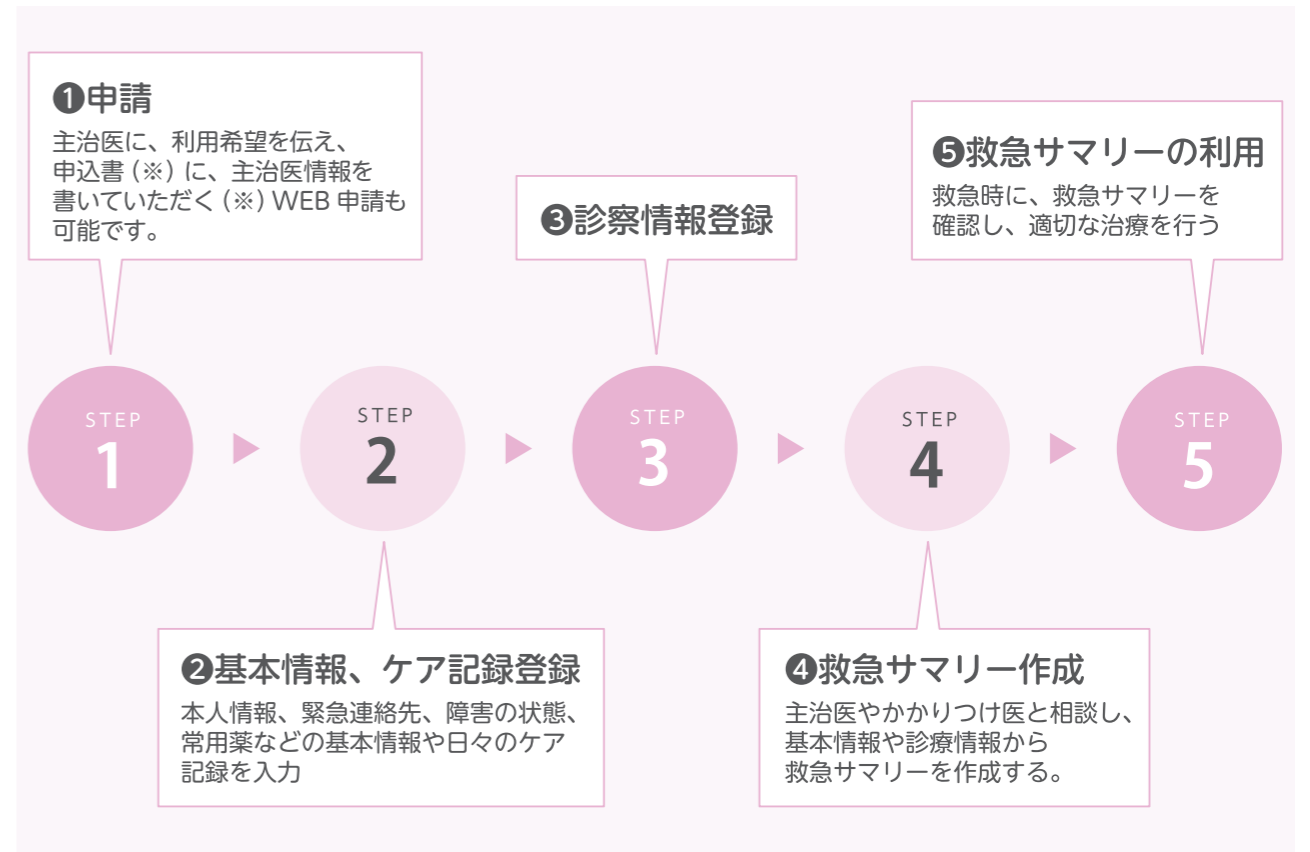


画像やケア情報も共有

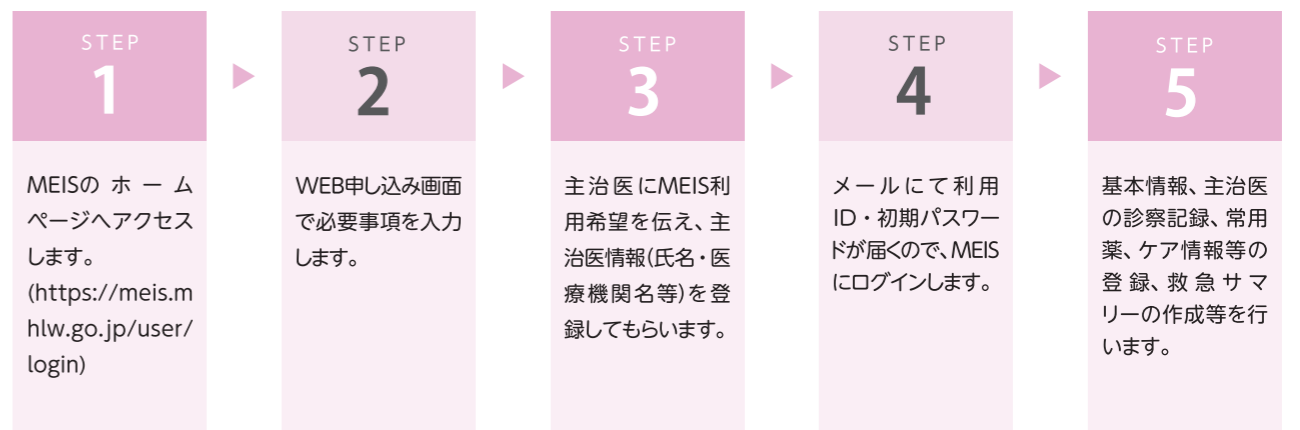
- 検査やケアの様子や発作時の状態などの画像の取り込みも可能
- 取り入れてほしい姿勢などのケア情報も記入可能(⇒入院時のケアにも有効)

検査画像を共有

●利用の流れ



●利用方法 (WEB申し込みの場合)



※郵便やメールでも申し込み可能です。詳しくはMEISのホームページをご確認ください。

医療
医療費等の助成・給付
手当や年金
各種手帳
子育て支援
日常生活の支援
税や公共料金の減免など
保育所
学校
災害や停電時の備え
ご家族からのメッセージ、Q&A

04 医療費等の助成・給付一覧

所得による制限などその方の状況によっては受けられないものがあります。
詳しい内容については各窓口にお問い合わせ下さい。

※この情報は令和5年3月末現在のものです。制度等は変更になる場合があります。

事業名(助成・給付)	対象・内容など	0歳～	小学校～	中学校～	高校生～	18歳以上～	20歳以上～	窓口(連絡先は2、3ページ参照)
こども医療費助成	市内に住所がある0歳から中学3年生までのお子様の医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。							市役所こども福祉課 各行政サービスセンター 各中核型地区センター 各地区センター とやま市民交流館(CiC3階)
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭(父又は母に一定以上の障害のある家族を含む)等で18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童(0歳を除く)を監護する父、母又は養育者とその児童の医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。 ※所得制限あり					※0歳児を除く		市役所こども福祉課 各行政サービスセンター
自立支援医療(育成医療)	18歳未満の児童で、身体に障害がある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患があり、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる場合、給付の対象となります。 ※所得制限あり							保健所保健予防課 各保健福祉センター
自立支援医療(更生医療)	障害部位に対する手術等により、障害を軽減し、日常生活の便宜をはかるため医療を給付します。 ○対象者 身体障害者手帳を交付された18歳以上の方で、富山県障害者相談センターにより、あらかじめ手術等により障害が軽減されると判定された方							市役所障害福祉課 各行政サービスセンター
自立支援医療(精神通院医療)	通院医療に要する費用について、原則として医療費の1割負担(申請時に指定した医療機関や薬局等でのみ有効)となります。ただし、世帯の所得水準に応じて1か月当たりの負担に上限額を設定します。							保健所保健予防課 各保健福祉センター 各医療機関
未熟児養育医療費助成	身体の発達が未熟なまま生まれて入院が必要とする乳児が、入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費の一部が公費負担となります。入院できる医療機関は指定されています。							市役所こども福祉課 各行政サービスセンター
療育医療	18歳未満で結核のため長期入院が必要な児童に対し、医療費の給付、学習及び療養生活に必要な物品の援助を行います。							保健所保健予防課
小児慢性特定疾病	小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部が助成されます。 ○対象者 対象疾病にかかっている18歳未満の児童で、厚生労働大臣が定める疾病の程度に該当する方						※18歳の時点で認定患者となっており、引き続き治療が必要であると認められる場合は20歳未満まで	保健所保健予防課 各保健福祉センター
重度心身障害者医療	障害のある方の健康の保持と経済的な負担を軽減するため、医療費を助成します。(助成対象となるのは保険診療内の自己負担額です。)※所得制限あり ○対象者 65歳未満で次に該当する方 (ア)身体障害者手帳1、2級 (イ)療育手帳A (ウ)精神障害者保健福祉手帳1級							市役所障害福祉課 各行政サービスセンター
特定疾病(指定難病)	国や県が指定する難病と診断された方で、認定基準に該当する場合は医療費の自己負担の一部が助成されます。							保健所保健予防課 各保健福祉センター

05 手当や年金について

所得による制限などその方の状況によっては受けられないものがあります。
詳しい内容については各窓口にお問い合わせ下さい。

※この情報は令和5年3月末現在のものです。制度等は変更になる場合があります。

事業名(助成・給付)	対象・内容など	0歳～	小学校～	中学校～	高校生～	18歳以上～	20歳以上～	窓口(連絡先は2、3ページ参照)	
児童手当	中学校修了(15歳に到達する日以降の最初の3月31日)までの間にある児童を養育している方 ※所得制限あり	<ul style="list-style-type: none"> ● 3歳未満 月額 15,000円 ● 3～小学校終了まで(第1子・第2子) 月額 10,000円 							市役所こども福祉課 各行政サービスセンター 各地区センター 富山市民交流館(cicビル3階)
児童扶養手当	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童が、父又は母と生計を同じくしていない場合に父又は母、若しくはその養育者に支給されます。(ひとり親家庭等)なお、児童が心身におおむね中度以上の障害がある場合は20歳未満まで手当が支給されます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童1人の場合 所得に応じて 月額 10,160円～43,070円 ※児童が複数の場合は、所得に応じて加算あり 							市役所こども福祉課 各行政サービスセンター
特別児童扶養手当	20歳未満の身体又は精神に重度又は中等度以上の障害の児童を監護している父又は母、もしくはその養育者に支給されます。 ※所得制限あり	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害の程度が重度の方 月額 52,400円 ● 中等度の方 月額 34,900円 							市役所こども福祉課 各行政サービスセンター
障害児福祉手当	20歳未満で、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の障害児(主に身体障害者手帳1級・2級の一部、療育手帳A)のうち、一定の障害がある方に支給されます。(障害の程度によって支給されない場合があります) ※所得制限あり	<ul style="list-style-type: none"> ● 月額 15,220円(令和5年4月1日～) 							市役所障害福祉課 各行政サービスセンター
心身障害者・児福祉金	在宅の方で、身体障害者手帳の1級～4級の方、療育手帳の交付を受けている方及び精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方で区分に応じて支給します。 ※所得制限あり	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童 月額 2,000円 							市役所障害福祉課 各行政サービスセンター 保健福祉センター(中央・南・北)
介護手当	日常生活の食事や入浴、被服の着脱に常時介護が必要な6歳以上の身体障害者(身体障害者手帳1級・2級)、知的障害者(療育手帳A)・高齢者で寝たきりや認知症の方を介護している方の負担を軽減するための手当を支給します。 ※所得制限あり	<ul style="list-style-type: none"> ● 被介護者等の世帯に属すると認められる 全ての世帯員が市町村民非課税の方 月額 10,000円 ● 被介護者等の世帯に属すると認められる 全ての世帯員に1人でも市町村民課税の者がいる場合 月額 5,000円 							市役所障害福祉課 各行政サービスセンター
特別障害者手当	精神または身体の著しく重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の方に支給されます。 ※所得制限あり							<ul style="list-style-type: none"> ● 月額 27,980円(令和5年4月1日～) 	市役所障害福祉課 各行政サービスセンター
障害基礎年金	障害者の経済的基盤を確立するため、障害認定日(初診から1年6か月を経過した日または障害固定日)に一定の障害の状態に該当する方は、申請により障害基礎年金を受給できます。(20歳前に初診日がある傷病で一定の障害の状態となった方) ※所得制限あり								市役所保険年金課 各行政サービスセンター 富山年金事務所
心身障害者扶養共済制度	障害者の保護者が掛金を納め、保護者が死亡または重度障害者となった場合に、障害者に生涯を通じて年金を支給することで生活の安定をはかります。 【加入対象者】 次の(1)～(3)のいずれに該当する障害者の保護者で、生命保険に加入できる健康状態にある4月1日時点で65歳未満の方 (1)療育手帳の交付を受けた方 (2)1級～3級の身体障害者手帳の交付を受けた方 (3)精神や身体に永続的な障害のある方で、(1)、(2)に準ずる方								市役所障害福祉課 各行政サービスセンター

先輩ママより
医療的ケアがあると我が子の預け先が限られてしまい、未就園児のうちは働けない期間があります。手当が少しでも頂けると子どもの将来の為に備えられるので助かります。



手当や年金
各種手帳
子育て支援
日常生活の支援
税や公共料金の減免など
保育所
学校
災害や停電時の備え
ご家族からのメッセージ、Q&A

06 各種手帳について

手帳をもっていることで受けられる福祉サービスがいろいろあります（※手帳要件以外にも細かい基準があります）。
手帳には**身体障害者手帳**、**療育手帳**、**精神保健福祉手帳**の3種類があります。

身体障害者手帳

- 【対象者】 視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能またはそしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能等に永続的な障害があると認められる方
- 【等級】 1～6級
- 【窓口】 市役所障害福祉課、各行政サービスセンター

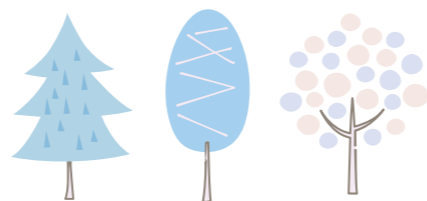
療育手帳

- 【対象者】 富山県障害者相談センター（18歳以上）、富山児童相談所（18歳未満）において心身の発達、日常生活・行動、知的能力、社会性などさまざまな点から診断し、知的障害と認定された方
- 【等級】 AまたはB
- 【窓口】 市役所障害福祉課、各行政サービスセンター

精神障害者保健福祉手帳

- 【対象者】 精神の疾患に限らず、身体の疾患や頭部外傷、発達障害などによって精神の機能に障害があり、長期にわたり日常生活又は社会生活において制約のある方（知的障害はのぞく）
- 【等級】 1～3級
- 【窓口】 富山市保健所保健予防課、各保健福祉センター

手帳を所持していることで、税金の減免や公共料金の割引などが受けられることがあります。
（詳しくは20ページ）



先輩ママの言葉

- 手帳を持っていることで、紙おむつの助成や自動車税の減免等があり、経済的な負担の軽減はありがたいです。
- 手帳を持つと手当を受け取ることができたり、病院への通院でも交通費の助成や車イス用の駐車場利用でも助かりました。

07 子育て支援について

【お問い合わせ】 各保健福祉センター
お住まいの地域の担当センターについては2ページをご覧ください。

子育てに関する相談は地域の保健師へ

市内7か所の保健福祉センターは子育て世代包括支援センターの役割を担っており、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目ない支援を行っています。
保健福祉センターの保健師は、乳幼児の健診や予防接種、発育発達や育児の悩みなどのご相談をお聞きし、お子さんやご家族の状況に合わせた情報提供や環境調整のお手伝いをしています。また、お子さんの退院後の生活にあたり、病院・訪問看護などの関係機関と一緒に在宅ケアチームの一員としてご相談をお受けしています。

●保健師の役割



1 入院中～退院まで

病院と地域の連携体制づくりをします。ご家族の思いを聞きながら、在宅生活でのサポート体制づくり等、必要な調整をします。

2 在宅生活

育児の不安や生活をする上での不安をお聞きし、相談にのっています。現在のことだけでなく、今後についての不安や心配、ご家族の休息等についてもご相談ください。

3 地域支援

行政や民間のサービス、子育てサロンなどの利用等、必要な時には、お子さん、ご家族の思いに沿ったサービス等の利用が出来るよう、支援をします。

●こんな時は保健福祉センター（子育て世代包括支援センター）にご相談ください



その他、子育てに関する様々な情報はこちらをご覧ください。

育さぽとやま



08 日常生活の支援について (障害福祉サービス)

各種障害福祉サービスを受けるには、病気や障害の種別や程度等(級)により細かい基準があります。また、生活状況や収入など各種条件により受けられるサービス、受けられないサービスがあります。

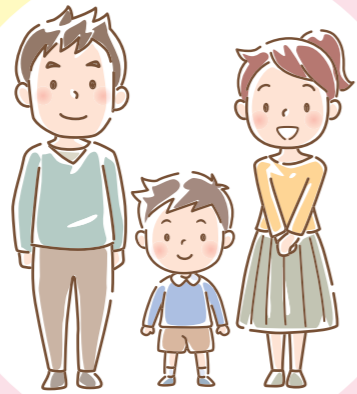
児童福祉法

障害児通所支援

- 児童発達支援センター(未就学児)
- 児童発達支援事業(未就学児)
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援

障害児相談支援

富山市産前産後等 養育支援訪問事業



地域生活支援事業

- 相談支援
- 移動支援
- 地域活動支援センター
- 意思疎通支援
- 日常生活用具給付
- 日中一時支援
- 訪問入浴サービス

障害者総合支援法

介護給付

- 居宅介護(ホームヘルプ)
- 行動援護 ● 同行援護
- 短期入所 ● 重度訪問介護
- 療養介護 ● 生活介護
- 重度障害者等包括支援
- 施設入所支援

訓練等給付

- 自立訓練
- 共同生活援助(グループホーム)
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 就労定着支援
- 自立生活援助

自立支援医療

補装具

計画相談支援

地域相談支援

医療的ケアが必要なお子さんや
ご家族が利用できるサービス

【お問い合わせ】 市役所こども健康課 児童発達支援係 TEL 076-443-2279

育児や家事を手伝ってほしいとき

● 富山市産前産後等養育支援訪問事業

妊娠中や子育て中の家庭を対象に、保護者が体調不良等により育児や家事が困難な場合、ヘルパーによる育児や家事援助(調理、洗濯、掃除、買い物、沐浴の準備等)を行っています。利用にあたっては、市に申請し、承認を受けた後の利用となります。申請をされる場合は、お近くの保健福祉センターの保健師にご相談下さい。

【お問い合わせ】 各保健福祉センター、市役所こども健康課

● 居宅介護(ホームヘルプ) ★

障害のあるお子さんを対象にヘルパーが訪問し、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や通院介助を行います。

● 訪問入浴サービス事業 ★

重度の障害で家庭での入浴が困難なお子さんに、訪問による入浴サービスの提供を行います。

子どもの発達を促すサービス

● 児童発達支援センター ★

障害のある未就学のお子さんの通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を行います。

〈富山市にある児童発達支援センター〉

富山市恵光学園(富山市石坂新950番地1 TEL 076-431-5828)

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター(富山市下飯野36番地 TEL 076-438-2233)

● 児童発達支援事業 ★

未就学のお子さんに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

● 放課後等デイサービス ★

就学中のお子さんに対し、放課後や夏休みなどの長期休業中に、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

● 居宅訪問型児童発達支援 ★

重度の障害等のために外出が著しく困難なお子さんに、居宅を訪問し、発達支援を行います。

● 保育所等訪問支援 ★

専門的知識のある支援員が保育所等を訪問し、お子さんや訪問先の職員に対し、他のお子さんとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

P16～17の障害福祉サービスの中で★マークがついているものは、P19の申請が必要です。

子どもを預けたい時

●日中一時支援事業★

日中活動ができる場を提供し、日常的に介護しているご家族の負担を一時的に軽減します。

●短期入所★

ご家庭で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。



毎日の暮らしを便利にするために

●補装具の購入・修理

失われた部位や機能を補って、日常生活が良好となるための補装具を支給、貸与又は修理します。市が9割を購入業者に支払い、1割は自己負担となります(所得により上限あり)。希望される場合は、購入される前に窓口にご相談ください。

【お問い合わせ】 市役所障害福祉課 TEL 076-443-2056
各行政サービスセンター

●移動支援事業★

余暇活動など、外出時の移動を支援します。

●地域活動支援センター事業★

創作的活動・生産活動の機会を通じて、社会との交流の促進、自立した生活を営むために必要な援助を行います。

●日常生活用具給付等事業

家庭内の暮らしの中の不便を解消するための日常生活用具を給付します。お子さんの使いやすいものを給付するため、市が9割を購入業者に払い、1割が自己負担になります(所得により上限あり)。希望される場合は購入される前にご相談ください。

【お問い合わせ】 市役所障害福祉課 TEL 076-443-2056
各行政サービスセンター

●おむつの支給

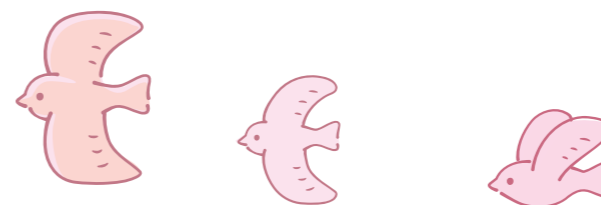
在宅で、常時おむつが必要な、2歳以上の身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aをお持ちのお子さんに、おむつ引換券を支給します。

【お問い合わせ】 市役所長寿福祉課 TEL 076-443-2062
各行政サービスセンター

●寝具乾燥

身体障害者手帳1・2級をお持ちで寝たきりまたはこれと同等な状態のお子さんに対し、年2回、7月上旬と1月下旬に快適な日常生活確保のための寝具の洗濯・乾燥・消毒を行います。

【お問い合わせ】 市役所障害福祉課 TEL 076-443-2056
各行政サービスセンター



ご利用にあたっては、自己負担額があったり、利用条件が定められていたり、障害者手帳や医師の意見書などが必要になることがあります。詳しくは各窓口までお問い合わせ下さい。

先輩ママより

- ショートステイ(短期入所)サービスが利用できることは家族の休息(“レスパイト”と言います)になりました。
- 児童発達支援は子どもの療育を受けることができるし、日中一時支援は、預かり先としても助かりました。



ヘルプマークとは

義足や人工股関節を利用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からはわからなくても、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。

●配布場所

市役所障害福祉課、各行政サービスセンター
保健所保健予防課、各保健福祉センター
市役所こども健康課

●配布要件

ご希望の方にお一人につき1個、無料で配布します。配布にあたり、障害者手帳や身分証明書の提示、申請書等は不要です。ご家族や代理人による受取も可能です。



ヘルプマーク

障害福祉サービス利用までの流れ

P16～17の障害福祉サービスの中で★マークがついているものは、この申請が必要になります。

障害福祉サービスを利用するためには、富山市への申請が必要です。お子さんやご家族の状況に応じた必要なサービスを適切に利用できるように、市や指定事業者が支援をします。下記の流れを参考に、ご不明な点は市役所こども健康課児童発達支援係（TEL 076-443-2279）へお問い合わせください。

- STEP 1**

●相談・見学

 - 市役所こども健康課や各行政サービスセンター、または相談支援事業所へ利用の相談をし、相談支援事業所を決定します。
 - 利用を考えている児童発達支援や放課後等デイサービスなどの事業所を見学(可能な場合)してみるのもよいでしょう。
- STEP 2**

●利用申請・お子さんの心身状況の確認やご家族の希望などの聞き取り

 - 申請窓口は市役所こども健康課または各行政サービスセンターです。
 - 申請時に職員がお子さんの心身の状態や生活状況、希望するサービスなどを聞き取りします。
- STEP 3**

●「障害児支援利用計画案」「サービス等利用計画案」の提出

相談支援事業所がお子さんやご家族と面談し、そこで聞き取った内容を踏まえて、相談支援事業所が「障害児支援利用計画案」や「サービス等利用計画案」を作成し、市役所こども健康課へ提出します。
- STEP 4**

●支給決定、受給者証の交付

②で聞き取りした内容や、③「障害児支援利用計画案」「サービス等利用計画案」をもとに、利用できるサービスの種類や支給量、利用者負担上限月額などが決定されます。決定されると「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。

福祉サービス受給者証

地域生活支援サービス受給者証

障害福祉サービス受給者証
- STEP 5**

●利用契約

実際にサービスを利用する事業者と利用契約をします。
- STEP 6**

●サービス利用開始

契約後は利用計画にそったサービスを利用します。サービスを利用した際は「利用者負担額」等を事業者や施設に支払います。※利用者負担額には上限月額が定められており、世帯の収入等により変わります。

相談支援事業所や障害児通所支援事業所等については富山市HPをご覧ください。

富山市 障害福祉サービス



09 税や公共料金の減免など

それぞれの制度に障害の種別、手帳の種類、等級や程度など対象となる基準があります。詳しくは各窓口へお問い合わせください。

税の軽減・減免

障害者の生活基盤を確立するため、税の負担が軽減・減免されます。

※この情報は令和5年3月末現在のものです。制度等は変更になる場合があります。

事業名	内容	相談窓口
所得税・住民税の軽減	年末調整や確定申告(もしくは住民税の申告)によって、障害者の方や障害者を扶養している方の税の負担が軽減されます。 ※住民税については要件に該当した年の翌年度から適用となります。	富山税務署 ☎ 076-432-4191 市役所市民税課 ☎ 076-443-2031 ~ 2033
自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割・種別割)の減免	障害者本人が使用する自動車、障害者と生計を一にしている方が専ら障害者のために使用する自動車、または障害者のみで構成される世帯を常時介護する方が専ら障害者のために使用する自動車の自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割・種別割)が、減免になります。	富山県総合県税事務所自動車税センター ☎ 076-424-9211 市役所市民税課(軽自動車税種別割) ☎ 076-443-2031
個人事業税の減免	申請によって、対象者等の状態に応じて減免されることがあります。	富山県総合県税事務所課税第一課事業税第二班 ☎ 076-444-4506
贈与税の非課税	特定障害者を受益者とする「特定障害者扶養信託契約」に基づき、金銭・有価証券その他の財産を信託業務を営む金融機関に信託し、その信託の際に「障害者非課税信託申告書」を当該金融機関を経由して、特定障害者の納税地の所轄税務署長に提出することにより、その信託受益権の価額のうち6,000万円(障害の状態によっては3,000万円)までの金額が非課税となります。	富山税務署 ☎ 076-432-4191
相続税の軽減	相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した人が、障害者で、かつ、相続人である場合には、その人の相続税額から、10万円(特別障害者である場合には20万円)に相続開始の日からその人が満85歳に達するまでの年数を掛けて計算した金額が控除されます。 ※過去に障害者控除の適用を受けた人の控除額及び過去の相続の時と今回の相続の時における障害の程度が異なる場合の控除額は上記により計算した金額と異なります。	富山税務署 ☎ 076-432-4191
関税の免除	身体障害者用に製作された器具、物品の輸入及び慈善または社会福祉施設のために寄贈された物品の輸入については、関税が免除されることがあります。	伏木税関支署富山出張所 ☎ 076-437-9895

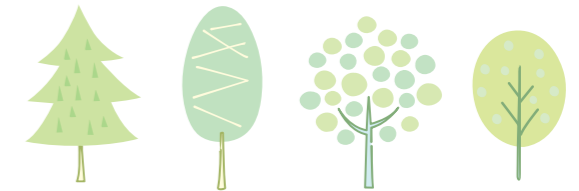
公共料金等の軽減

活動範囲を広げ、情報伝達を円滑にするため、公共料金が軽減されます。

※この情報は令和5年3月末現在のものです。制度等は変更になる場合があります。

事業名	内容	相談窓口
旅客鉄道運賃の割引	障害者手帳の等級に応じて運賃・料金が割引になります（鉄道会社ごとに割引対象や割引区間等が異なる場合があります）。乗車券を購入する時や、車内で運賃を支払う時に手帳を提示して下さい。	JR あいの風とやま鉄道 富山地方鉄道
タクシー運賃の割引	富山県タクシー協会に加盟しているタクシーをご利用された場合、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が乗車された区間又は時間に対し10%の割引となります。乗車時に手帳を提示して下さい。	富山県タクシー協会 ☎076-423-0622
有料道路通行料金の割引	身体障害者手帳の交付を受けた方及び療育手帳Aの交付を受けた方で割引登録手続きをされた方は一般料金の5割引となります。（第1種障害者の場合は介護者運転も可。第2種障害者の場合は本人運転時のみとなります。）有料道路利用前に割引申請を行って下さい。	市役所障害福祉課 各行政サービスセンター
航空旅客運賃の割引	身体障害者手帳または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方で12歳以上の方が航空機を利用される場合は、各航空会社において運賃の割引の適用があります。割引対象となる区間は、定期国内線全区間です。	各航空会社問い合わせ窓口
NHK放送受信料の免除	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、等級や課税状況に応じてNHK放送受信料の免除を受けられる場合があります。手帳と印鑑を持参のうえ担当窓口で証明を受けてからNHKへ申請して下さい。	【身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方】 市役所障害福祉課 各行政サービスセンター 【精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方】 保健所保健予防課 各保健福祉センター
公的施設等の利用料の割引	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、公的施設の入場料又は利用料が割引になる場合があります。入場の際に手帳を提示してご確認下さい。	各施設

事業名	内容	相談窓口
市営駐車場利用料金の減免	富山市に住民票のある身体障害者手帳1級または2級、療育手帳Aもしくは精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方が、運転または一緒に乗車している場合は、市営駐車場（城址公園、総曲輪、桜町、富山駅北）の利用料金のうち、最初の1時間分（330円）を免除します。駐車場入場又は出場の際に、駐車場の係員へ駐車券とともに、お持ちの手帳を提示して下さい。	各市営駐車場
福祉タクシー	在宅の重度心身障害者の生活範囲を広げ、積極的に社会活動に参加していただくためにタクシー利用券（1,260円/月）もしくはガソリン給油券（500円/月）を交付します。	市役所障害福祉課 各行政サービスセンター 地区センター 保健福祉センター（中央・北・南）



住宅に関する制度

●住宅改善費の助成（改善修理）

【お問い合わせ】市役所障害福祉課
各行政サービスセンター

家の中の段差をなくしたり、浴室やトイレを使いやすくするための改善費を助成します。
※要事前申請。

【対象者】在宅で、身体障害者手帳1・2級の視覚障害または肢体不自由の方で、その世帯員全員が所得税非課税の場合

<住宅改善の例>

- ・手すりの取り付け工事
- ・扉の変更（引き戸等への取替え工事）
- ・便器の取替え（和式トイレ→洋式トイレ）
- ・段差の解消（階段→スロープの取替え工事） など

●富山県住みよいかづくり資金融資制度（改修）

【お問い合わせ】（一財）富山県建築住宅センター TEL 076-439-0248
県建築住宅課 TEL 076-444-3355

【対象者】県内に自ら居住するための住宅を改良される方

【融資対象住宅】バリアフリー住宅

※子育て世帯、県外からの定住世帯の場合は、リフォーム（内容に条件あり）のほか、新築・購入も対象となります。

また、利子補給の制度が利用できる場合があります。

10 保育所等への入所について

保育所等では、仕事や病気などの理由で家庭で保育ができない保護者に代わりお子さんを保育します。お子さんを安全に受入れできるよう十分に準備をする必要がありますので、入所をご検討の方は事前にご相談ください。

【お問い合わせ】 市役所こども保育課
TEL 076-443-2165

保育所等への入所（医療的ケア児）について

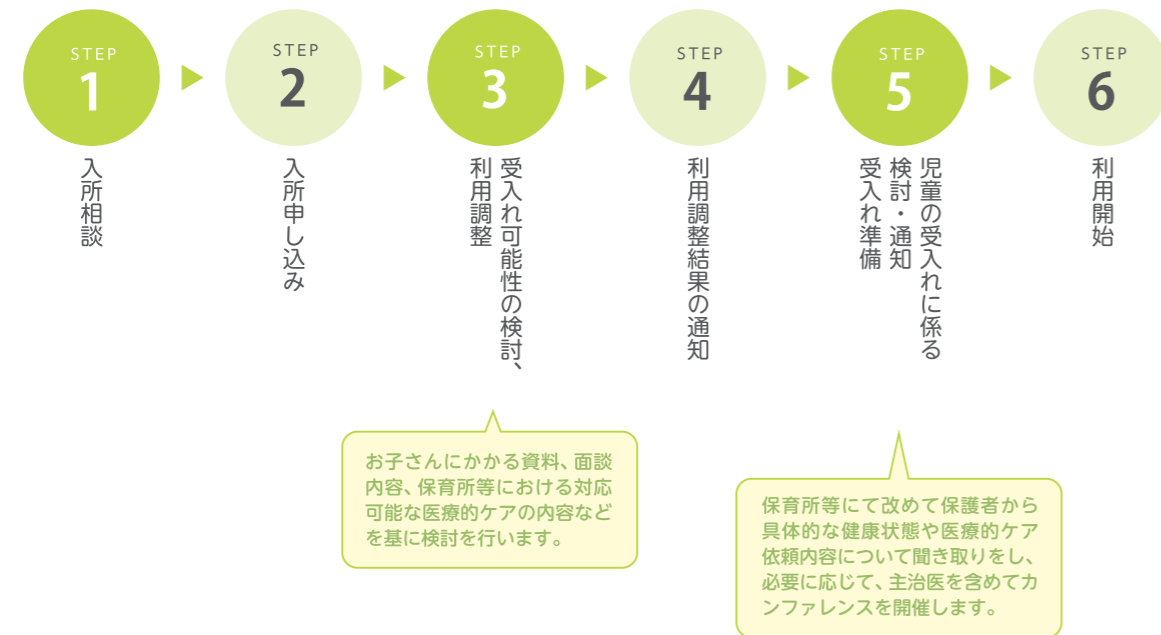
●要件

- ①保育の必要性があり、集団保育が可能であること
- ②入所を希望する保育所等において対応可能な医療的ケアであること
- ③病状や健康状態が安定していること
- ④日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること
- ⑤病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所等で十分に共有できること
- ⑥必要に応じて、主治医との連携を図ることができること

●対応できる医療的ケア、対象児童の年齢

受入れする施設により異なりますので、市ホームページ「育さぽとやま」やこども保育課にご確認ください。

●受入れまでの流れ



保育所等の詳細については、こちらからご確認ください。

育さぽとやま



11 学校について

小学校就学に向け、不安や悩みがあれば、幼稚園、保育所（園）、主治医に相談しましょう。毎年秋には、各学校で「就学時健康診断」が行われます。お子さんの身体状況について配慮が必要な場合は、就学時健診を待たずに、在籍園を通して早めに小学校に連絡しましょう。

【お問い合わせ】 富山市教育委員会 学校教育課
TEL 076-443-2135

早めからの情報収集、相談をしていきましょう。

	特別支援学校（県立・国立）への就学	市立小学校への就学
6月	学校説明会、体験入学、就学相談	
9月	学校説明会、体験入学、就学相談	9月上旬頃 就学時健康診断の案内が届く
10月	9月上旬まで 市の教育支援委員会への所見依頼 (在籍する幼稚園、保育所（園）を通じて学校教育課へ)	お住まいの地域の小学校で実施 就学時健康診断（新小学1年生）
11月	市の教育支援委員会の判断を依頼した場合は、医療機関等の受診や心理検査をお願いすることがあります（10月中旬から11月末）	
12月	12月上旬 国立特別支援学校入学検査 12月下旬 市の教育支援委員会の所見結果の通知 (在籍する幼稚園、保育所（園）から結果をお知らせします)	
1月	1月末 就学通知（就学先、入学期日の通知）が届く	

特別支援学校とは

知的障害や肢体不自由、視覚障害、聴覚障害など、障害の程度が比較的重いお子さんを対象として専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、幼稚部・小学部・中学部・高等部で行います。

就学相談会（さわやか相談会）

お子さんの発達や学校生活・学習・進路などで気にかかること、困っていることを相談できます。
(年12回程度開催)

【対象】 富山市在住の幼児から、小中学生、保護者等

【担当スタッフ】 児童発達支援センター、保育所（園）、幼稚園、特別支援学校、教育事務所、
県総合教育センター、富山市教育委員会 等

相談会の日程についてはホームページをご覧ください。

富山市 さわやか相談会



12 災害や停電時など、もしもの時の備え

災害や停電など、もしもの時に備えて、緊急時の対応や避難の方法について、ご家庭で日頃から準備を行うことが重要です。

災害が起こる可能性を事前に把握しておく

事前に住んでいる地域でどのような災害がどの程度想定されるかを知っておくことが大切です。防災情報は国や県、市町村から様々な方法で発信されているので確認しておき、また、住んでいる地域のハザードマップは必ず目を通し、津波、洪水、土砂災害などの災害予測をみておきましょう。

富山市ホームページに掲載されています。

富山市 ハザードマップ

富山市では、津波や土砂災害、洪水、内水などの各種ハザードマップがあります。

避難場所や避難ルート、避難方法を確認し決めておく

【お問い合わせ】市役所防災危機管理課 TEL 076-443-2181

災害等で避難すべきかどうかは、ラジオやテレビ、携帯電話、スマートフォンなどで確認しましょう。

- **緊急避難場所**……災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波などの異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市が指定しています。
富山市では、洪水、地震・大規模な火事、津波の緊急避難場所があります。
- **避難所**……災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市が指定しています。

区分	内容
第1次避難所	災害発生時等において第1次に開設する避難所で、主に小学校体育館を指定しています。
第2次避難所	第1次避難所に収容しきれない場合等において、第2次に開設する避難所で、主に中学校体育館を指定しています。
第3次避難所	第1次避難所、第2次避難所が収容しきれない場合等において、第3次に開設する避難所で、主に高等学校体育館等を指定しています。
その他避難所	第1次から3次避難所を補って開設する避難場所で、災害の大きさによって、必要に応じて開設します。

- **福祉避難所**……災害時の避難者のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方を受け入れるための避難所です。

富山市ホームページに掲載されています。

富山市 避難所

● 避難行動要支援者支援制度

【お問い合わせ】市役所防災危機管理課 TEL 076-443-2120

災害が発生した時、自力で避難が難しい高齢者や障害者の方など（「避難行動要支援者」）が、災害時の避難支援等を可能な限り地域で受けられるような仕組みを、地域の皆さんと作るものです。支援を希望される方を避難行動要支援者名簿に登録し、避難支援等関係者（消防・警察・民生委員・自治会・町内会・自主防災組織）に対して、日頃からその情報を共有することで、災害時の安否確認や避難誘導等に役立てます。

● 登録対象者

次に掲げる方のうち、災害時に地域や防災関係機関の支援を希望される方で、住所・氏名等の支援に必要な個人情報、避難支援等関係者へ提供することに同意された在宅の方です。

- ① 要介護3～5の認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳1級及び2級の交付を受けている方
- ③ 療育手帳の重度（A）の判定を受けている方
- ④ 本市の「在宅ひとり暮らし高齢者台帳」に記載されている方
- ⑤ その他、災害時に地域の支援が必要な方で、登録を希望する方

緊急時の連絡先を確認

- 災害時、電話はつながりにくくなります。そのため事前に家族、主治医、訪問看護ステーション、人工呼吸取扱事業者、酸素取扱業者、近隣住民などの必要な連絡先を確認し、記録をとっておくことが大切です。また、関係者の緊急メーリングリストなどを作成しておくことも、1つの連絡手段となります。
- 保育所（園）や学校、障害児通所事業所などで被災した場合の連絡方法も事前に確認しておきましょう。
- 安否確認は災害時伝言サービスを利用できるようにしておきましょう。スマートフォンや携帯電話に無料で利用できるアプリもたくさんあるので、確認しておきましょう。
- 災害発生時の被害を軽減させるためには、気象情報などをいち早く手に入れ、速やかに行動することが重要です。

大雨警報や洪水警報、土砂災害警戒情報などを即時に電子メールで受信することができます。

富山県土砂災害警戒情報メール配信サービス



医療用具や衛生材料、お薬などを備蓄しておきましょう

1週間分を備蓄するように準備しておきましょう。備蓄品をリスト化しておき、定期的に確認をしましょう。

●緊急時の備えチェックポイント

- お子さんのケア用品や食料、コンパクトなガスバーナーなどを用意し、スーツケースに入れておく
- 自宅が被災することも想定し、余裕があれば実家などにもケア用品や医療物品などを保管しておく。
- 車のガソリンは常に半分以上入れておく。(電気代わりになります)
- 電気のいない手動吸引器を準備しておく。
- 健康保険証や医療費受給者証、身体障害者手帳、お薬手帳等はコピーをとっておく。
- 各種指示書(人工呼吸設定指示書、経管栄養注入指示書など)などコピーをとっておく。
- 各種医療機器等の設置方法や接続等の写真を撮影しておく。

●医療的ケア児非常用持ち出し物品の例

電源がない時でも使える手段を確保しておきましょう

- ・アンビューマスク・バック
- ・酸素ボンベ
- ・手動式吸引機、足踏み式吸引機 等



- 必要な医療ケア用品
- 救急用品や常備薬
- 健康保険証やお薬手帳のコピー
- 着替え(服や下着)
- 離乳食、アレルギー食、ミルク(医療用ミルク)
- お茶などの水分
- ベビーせんべいなどの好きな食べ物
- 安心できるお気に入りのおもちゃ(絵本、ぬいぐるみなど)
- 除菌シートや除菌スプレー、手拭きシート
- ポリ袋
- 新聞紙
- ブランケット等の大きな布
-
-
-
-
-

災害の「備え」チェックリスト

※首相官邸HPより

非常用持ち出し袋 避難の際に持ち出すもの!

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 水 | <input type="checkbox"/> 軍手 |
| <input type="checkbox"/> 救急用品
<small>(ご飯(アルファ米など)、レトルト食品、ビスケット、チョコ、乾パンなど:最低3日分の用意)</small> | <input type="checkbox"/> 洗面用具 |
| <input type="checkbox"/> 防災用ヘルメット・防災ずきん | <input type="checkbox"/> 歯ブラシ・歯磨き粉 |
| <input type="checkbox"/> 衣類・下着 | <input type="checkbox"/> タオル |
| <input type="checkbox"/> レインウェア | <input type="checkbox"/> ペン・ノート |
| <input type="checkbox"/> 紐なしのズック | ● 感染症対策にも有効です! |
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <small>(※主導充電式が便利)</small> | <input type="checkbox"/> マスク |
| <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <small>(※主導充電式が便利)</small> | <input type="checkbox"/> 手指消毒用アルコール |
| <input type="checkbox"/> 予備電気・携帯充電器 | <input type="checkbox"/> 石けん・ハンドソープ |
| <input type="checkbox"/> マッチ・ろうそく | <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ |
| <input type="checkbox"/> 救急用品
<small>(ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など)</small> | <input type="checkbox"/> 体温計 |
| <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ | ● 一緒に持ち出そう!! |
| <input type="checkbox"/> ブランケット | <input type="checkbox"/> 貴重品
<small>(通帳、現金、パスポート、運転免許証、病院の診察券、マイナンバーカードなど)</small> |

子供がいる家庭の備え

- | | | |
|---------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ミルク(キューブタイプ) | <input type="checkbox"/> 子供用紙オムツ | <input type="checkbox"/> 抱っこひも |
| <input type="checkbox"/> 使い捨て哺乳瓶 | <input type="checkbox"/> お尻ふき | <input type="checkbox"/> 子供の靴 |
| <input type="checkbox"/> 離乳食 | <input type="checkbox"/> 携帯用お尻洗浄機 | |
| <input type="checkbox"/> 携帯カトラリー | <input type="checkbox"/> ネックライト | |

女性の備え

- | | | |
|----------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 生理用品 | <input type="checkbox"/> サニタリーシート | <input type="checkbox"/> 防犯ブザー/ホイッスル |
| <input type="checkbox"/> おりものシート | <input type="checkbox"/> 中身の见えないゴミ袋 | |

高齢者がいる家庭の備え

- | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 大人用紙パンツ | <input type="checkbox"/> 介護食 | <input type="checkbox"/> デリケートゾーンの洗浄剤 |
| <input type="checkbox"/> 杖 | <input type="checkbox"/> 入れ歯・洗浄剤 | <input type="checkbox"/> 持病の薬 |
| <input type="checkbox"/> 補聴器 | <input type="checkbox"/> 給水パッド | <input type="checkbox"/> お薬手帳のコピー |

備蓄品

お家にそなえておくもの

- 食料や水(最低3日分!できれば1週間分) × 家族分
保存期間の長いものを多めに買って置き、消費したら補充するという習慣にしていれば、常に食料の備蓄が可能!
- 生活用品
例えば、ティッシュ、トイレトーパー、ラップ、ゴミ袋、ポリタンク、携帯用トイレ……など

ほかにも、家庭で必要なものは日ごろから備えておきましょう

停電対策をしておきましょう

- 日頃からの懐中電灯等のライトの場所を決めて常備をしておきましょう。また、定期的に点灯をするか確認し、予備の電池等も準備しておきましょう。
- 停電がおきた場合、利用している電力会社の緊急連絡先を確認しておきましょう。電力会社のホームページやSNS等で、停電情報を把握することができるので事前に確認しておきましょう。
- 停電で使えなくなる機器は各メーカーの問い合わせ先を確認しておきましょう。
- 各医療機器のバッテリーはフル充電し、使用可能時間を確認しておきましょう。
- バッテリーや蓄電池、手動式の吸引機など、非常用に準備しているものは普段から使用しておき、いざという時にスムーズに使用できるようにしておきましょう。

外部バッテリー

医療機器用の外部バッテリーは、医療機器メーカーの正規品や医療用の非常バッテリーを使いましょう。バッテリーは経年劣化するため、定期的に確認しておきましょう。



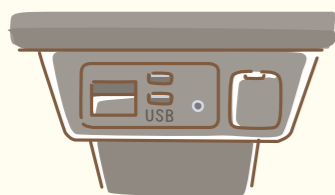
蓄電池

市販の蓄電池を準備し、普段からフル充電にしておけば停電時に非常用電源として使用することができます。充電時間や保障時間を確認しておきましょう。
※医療機器を直接蓄電池に繋げることは避け、外部バッテリーの充電などに使いましょう。



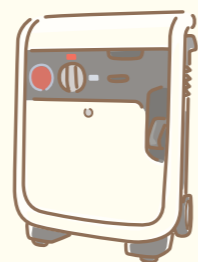
自動車のバッテリー

自動車のシガーソケットや専用USB端子、また電気自動車にコンセントがついていたり電源のとりかたは様々あります。事前に、シガーソケットのヒューズの有無やその容量、USB端子の定格出力が医療機器の消費電力を上回る電力を供給できるか、充電はどれだけで満タンになるか等を把握しておきましょう。



発電機

発電機にはカセットボンベで発電する「ガスタイプ」と、「ガソリタイプ」があります。定期的なエンジンオイルの交換時期や、その方法を取り扱い説明書などで確認しましょう。1年に1回程度は点検しましょう。



先輩ママより

- 車の中で充電可能な吸引器を購入。医療的ケアに必要な物品や処方薬を多めに保管（先入先出法にて使用、服用している）



先輩ママより

- 富山県医師会・小児科医会が発行されている医療的ケア児災害時ハンドブックに我が子の情報をまとめておくと便利です。注入用のミルクが災害時は作れなかったりするので液体缶ミルクがあると便利です。また、避難行動要支援者名簿に登録してあると安心です。



【参考】

- ★ 国立研究開発法人国立成育医療研究センターのホームページに電源確保を中心とした災害対策マニュアルが載っています。

医療機器が必要な子どものための災害対策マニュアル



- ★ 富山県医師会・富山県小児科医会から災害時対応についてマニュアル等が発行されています。

医療的ケアが必要な子ども達のための災害時対応マニュアル



医療的ケアが必要な子ども達のための災害時必携ファイル
〇〇さんのあんしんノート



13 ご家族からのメッセージ、Q&A

新たにハンドブックを手にする保護者の方へ、医療的ケアが必要なお子さんの保護者の方からのメッセージをご紹介します。

一人じゃない。仲間も支援者もたくさんいます。頼ったり甘えたりしながら少しずつ前に進んでいきましょう！

医療的ケアがあっても障がいがあってもこの世に一つの大切なのち、可愛い子どもです。大多数の子どもとは違う事に最初は戸惑うと思います。あなたは決して1人じゃありません。みんなで情報交換しながら子育てを楽しみましょう！

お子さんのご誕生おめでとうございます。産後身体もクタクタな中、医療的ケアやお世話と本当によく頑張っておられますね。お子さんとの生活の事で不安な事もあるかもしれませんが、今はあまり考え過ぎず、身体を休めながら、可愛い乳幼児の時期を一緒に過ごしてくださいね。今は沢山の相談先がありますし、SNSもあるので、どこかで必ず誰かと繋がりますよ。



MEMO

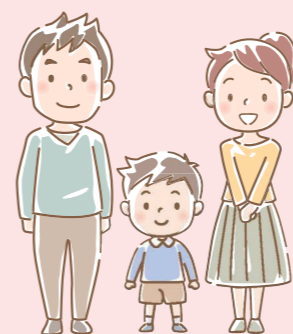
よくある質問

Q 退院した後、相談は誰にすればよいですか？

A お子さんの体調やご家族の体調、医療的ケアの手技等、在宅療養に関する相談はかかりつけ医や訪問看護師が対応してくれます。お子さんやご兄弟の発育・発達などの育児相談や今後の生活の不安などの相談は、保健福祉センターが対応してくれます。障害福祉サービス等の利用に関する相談は、相談支援専門員やこども健康課が対応してくれます。いずれの場合も、在宅生活で困ったことや不安なこと、疑問などは近くにいる支援者にご相談ください。

Q 同じ医療的ケア児や障害のあるお子さんの子育てをしている他の家族と知り合う方法はありますか？

A 県内には様々な家族会や団体があります。富山県医療的ケア児等支援センターHPで紹介されていますので、ご覧ください。



Q 親が体調を崩して、入院や通院しなければならなくなった時はどうしたらよいですか？

A 日中の短時間の通院であれば、訪問看護の利用や、日中一時支援を行う事業所でお子さんを預かってもらうことが可能です。また、入院が必要になった際は短期入所（ショートステイ）の利用が可能です。日中一時支援・短期入所の利用においては、医療的ケアを必要とするお子さんが利用できる事業所は限りがあります。そのため、利用を考えておられる事業所に直接問い合わせをいただくか、相談支援専門員さんに相談しましょう。また、利用する場合は事前に契約を済ませておく必要があるため、いざという時のためにも早めに情報収集をし、利用に向けて準備をしておきましょう。

Q 同じような年齢の子と触れ合う機会をもつにはどうしたら良いですか？

A お子さんの身体状況などにもよりますが、外出しやすいようであれば、市内の子育て支援センターや児童館があります。外出することが難しかったり、感染などに注意が必要な場合は、富山県医療的ケア児支援センターや児童発達支援センターなどにご相談ください。そこではご家族と一緒に、お子さんの集団参加について考えていきます。

